

被保険者と別居している場合の扶養認定(検認含む)時の
確認書類の一部が変更になり、申立書のみの手続きはで
きなくなりました

【仕送りの確認書類】

- 振込の場合・・・預金通帳等(写)
- 送金の場合・・・現金書留控え(写)
- 現金手渡し等による場合・・・定期的に口座から引き出し
ていることがわかる預金通帳(写)等

※単身赴任による別居の場合の確認書類の変更はありません。

※通学等による別居の場合は仕送りの確認書類は原則不要としま

すが、必要になる場合もあります。